
第3期今治市地域福祉計画

計画骨子案

(計画期間：令和3年度～令和7年度)

令和2年11月

今治市

計画骨子案の構成

第1章 計画策定にあたって

- 1 地域福祉とは
- 2 国の動向
- 3 圏域の設定
- 4 地域福祉に求められるもの
- 5 計画の位置付け
- 6 計画の期間
- 7 計画策定の体制

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 今治市の現状
- 2 福祉の現状
- 3 アンケート調査からみる今治市の現状

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 計画の基本的な考え方
- 2 基本理念
- 3 基本目標

第4章 施策の展開

第5章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理

1 地域福祉とは

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の多様化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは多様化・複雑化しています。

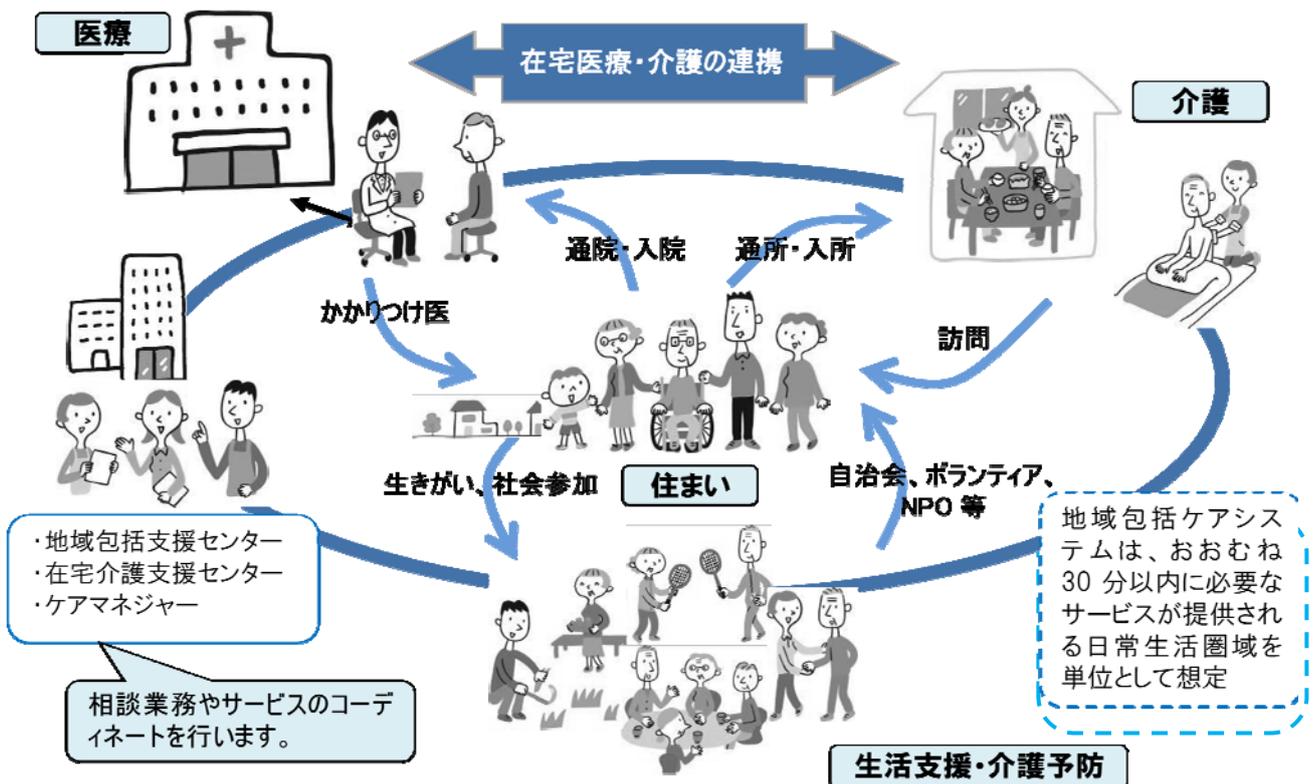
改正社会福祉法（平成30年4月1日施行）では、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な「地域生活課題」について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉推進の理念」が明記されました。

地域に住むすべての人が生活しやすい地域社会をつくるため、地域福祉を推進する主体は、地域住民、社会福祉協議会等社会福祉を目的とする事業を営むもの、NPO やサービス提供事業者等社会福祉に関する活動を行うものが担うものとされており、地域住民、ボランティア、NPO、事業者、行政及び社会福祉協議会等が協力し、一体となって互いに助け合い、支え合うことで、誰もが暮らしやすい地域づくりを実現しようというのが地域福祉の考え方です。

地域福祉とは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他様々な事情から福祉サービスが必要となっても、これまで作りあげてきた家族、友人等との関係を保ち、社会や経済、文化などあらゆる分野の活動に参加できることで、誰もが自分らしく、住み慣れた地域で暮らし、まちの一員として自立し、相互扶助による支えあいの「地域社会」をつくっていくことを目指しています。

■地域包括ケアシステムの姿 高齢者計画

⇒ 「以下の図を地域福祉版に更新するイメージです」



2 国の動向

第2期計画期間中に、「地域共生社会」の実現に向け、平成30年4月1日に改正社会福祉法が施行されました。地域福祉計画の策定については、改正社会福祉法により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正前）

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項



改正

○市町村が地域福祉の推進に関する事項として掲げる事項（改正後）

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（追加）
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（追加）

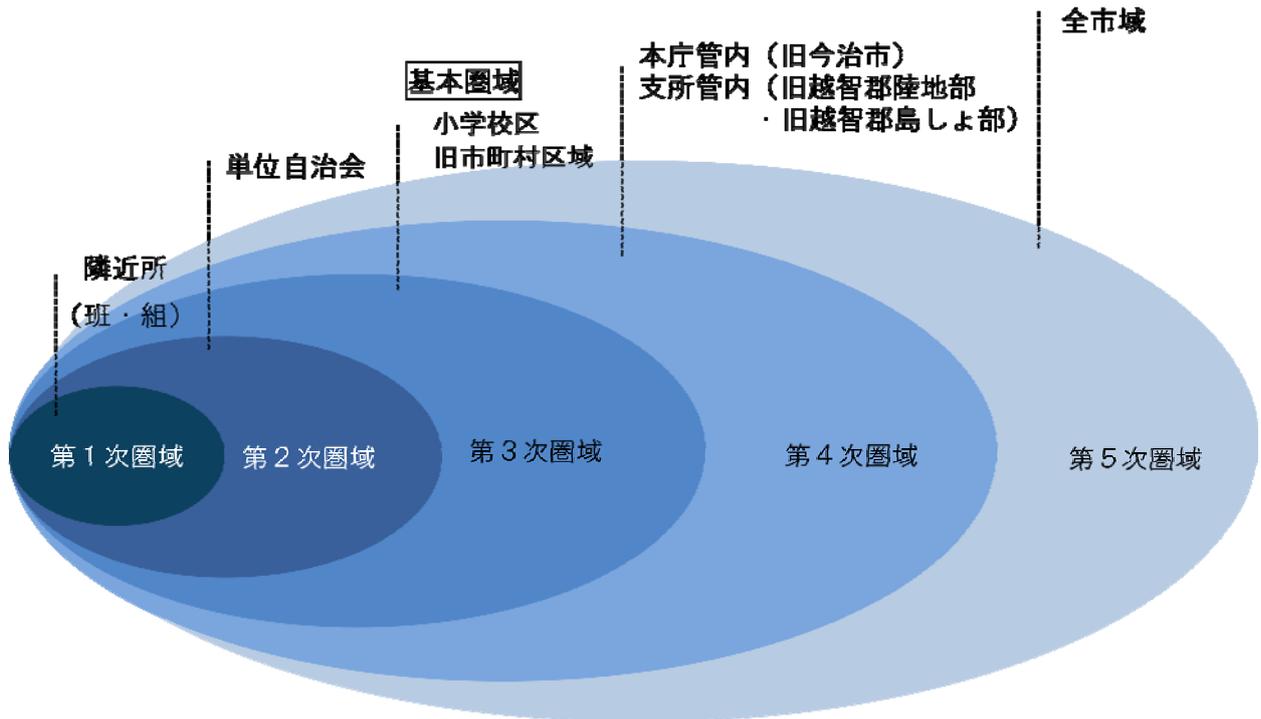
地域福祉に関し共通して取組むべき事項

- (1) 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画、多文化共生等）との連携に関する事項
- (2) 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- (3) 制度の狭間の問題への対応の在り方
- (4) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制
- (5) 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開
- (6) 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方
- (7) 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- (8) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- (9) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- (10) 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- (11) 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- (12) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- (13) 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理
- (14) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- (15) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- (16) 役所・役場内の全庁的な体制整備

3 圏域の設定

第1期今治市地域福祉計画で、旧今治市内は小学校区、旧越智郡内は合併前の旧市町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした第1次から第5次までの圏域のもと様々な活動に取り組んできました。第2期計画でも、第1期の圏域を引継ぎ、計画における圏域を設定します。

■圏域のイメージ



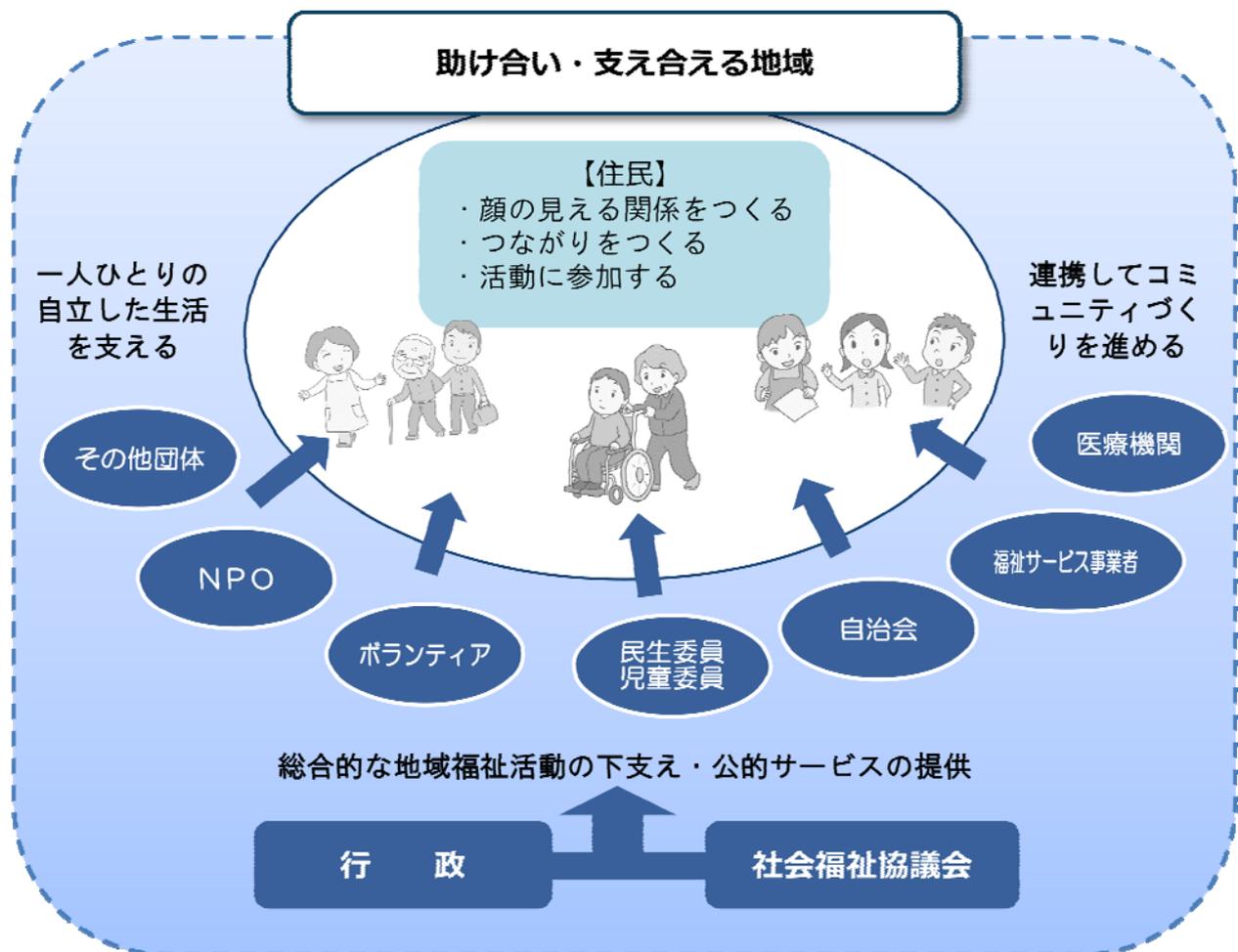
第1次圏域	声かけ、日常的な見守り、災害時の安否確認等の相互扶助活動。(小地域福祉)
第2次圏域	
第3次圏域 (基本圏域)	住民参加で地域の生活課題の把握・共有・解決を行う。
第4次圏域	地域特有の生活課題を共有できる範囲。住民・社会福祉協議会・専門機関・行政での解決。
第5次圏域	行政等による今治市の保健福祉施策の大きな方向性が決定され、各圏域への支援、専門機関や事業者、自治会等各種活動団体の連携や調整が必要になる。

4 地域福祉に求められるもの

(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、子どもでも、高齢になっても、障がいがあっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたいという、全ての人の願いを実現するために、様々な担い手が、地域の福祉課題を把握し、その解決のために「自分たちにできること」「皆で協力してできること」に取り組み、「自助・互助・共助・公助」の助け合い・支え合える仕組みを構築することをいいます。

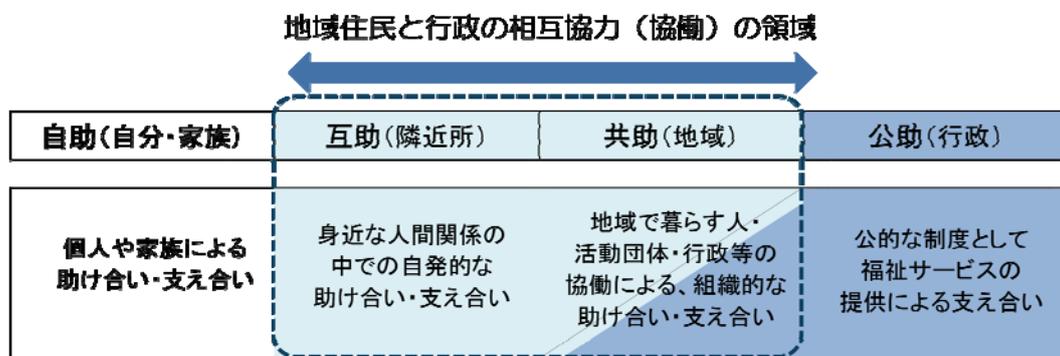
■地域福祉における担い手と役割のイメージ



(2) 「自助・互助・共助・公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障がいのある人、子育てや介護で悩んでいる方等様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。しかし、その全てを個人や家族、あるいは公的なサービスだけで適切に対応していくことは困難となっています。

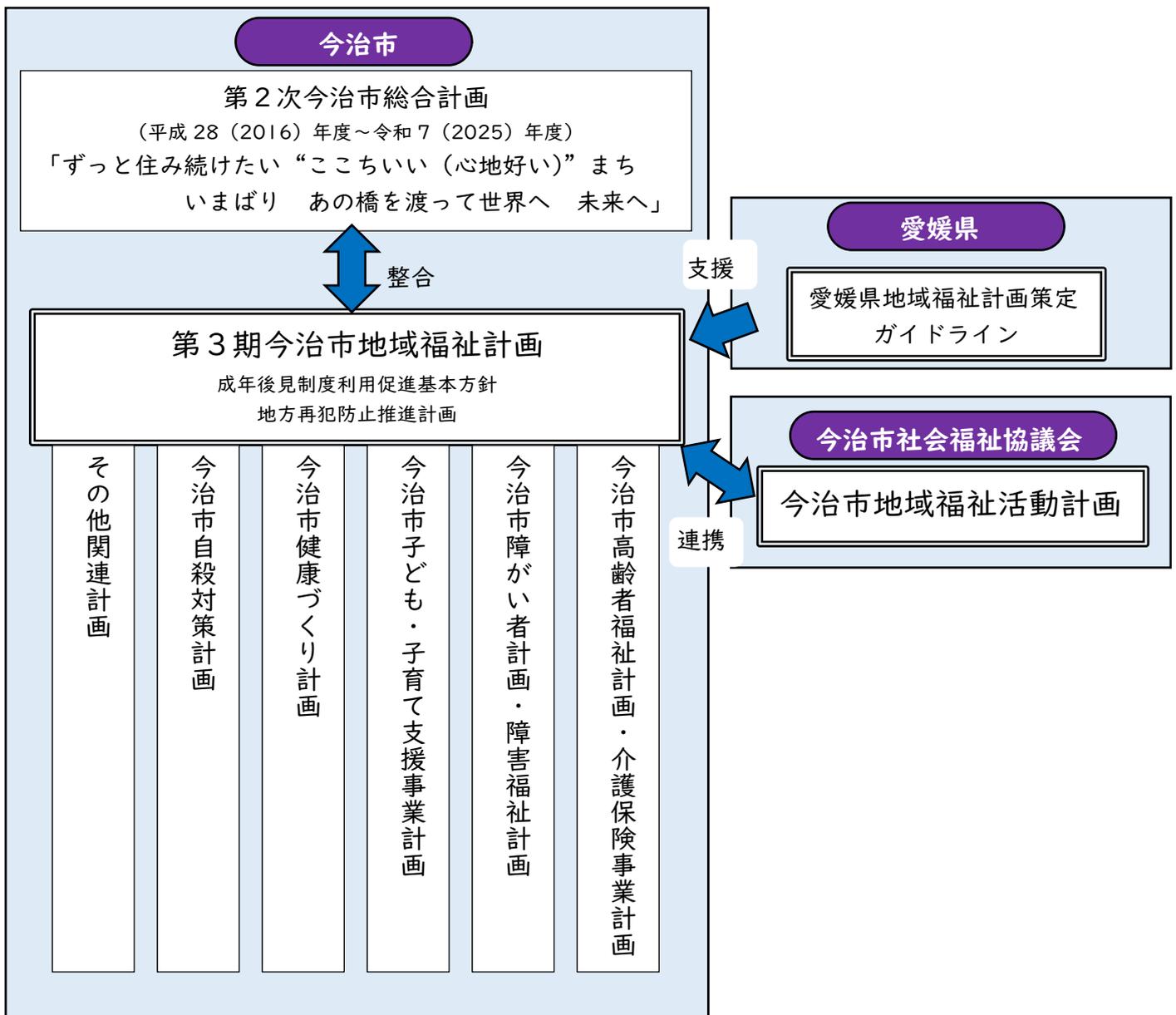
このような多種多様な生活課題を解決するには、個人や家族で解決することを考え対応する「自助」、隣近所等でお互いに助け合う「互助」、地域活動・ボランティア等によって地域で組織的に支え合う「共助」、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決する「公助」の連携・協働により、地域で助け合い・支え合える仕組みを構築することが必要です。



5 計画の位置付け

本計画の策定については、平成30年4月施行の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、「地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられています。

本計画では、各個別計画及び既存制度の狭間にある問題や横断的な課題の解決に向け地域福祉の推進における理念や基本的な方向を示すものです。



6 計画の期間

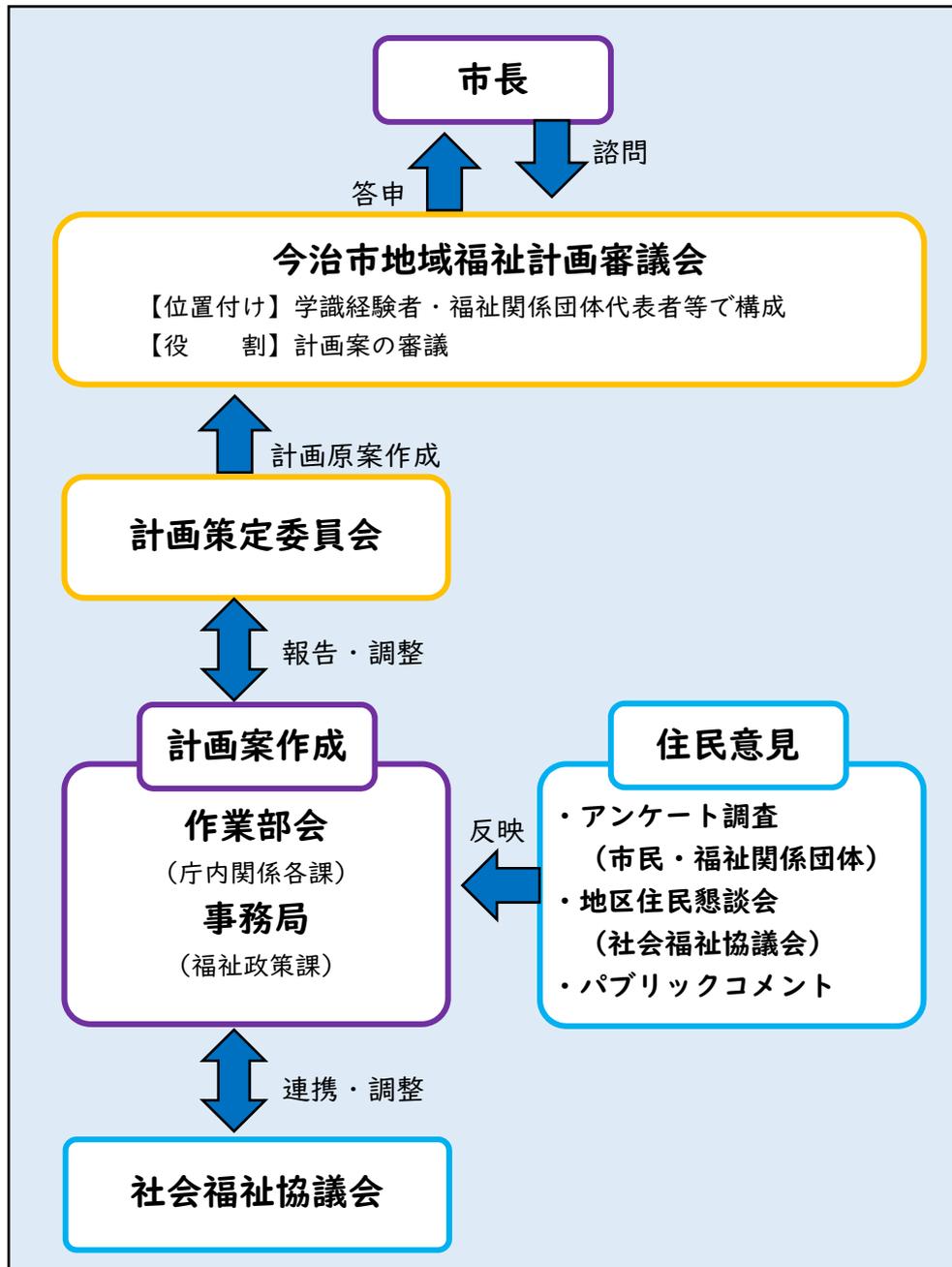
計画期間は、第3期計画は5年間（令和3年度～令和7年度）です。
計画最終年次の令和7年度に、次期計画を検討する予定です。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
総合計画	第2次総合計画					
地域福祉計画	第2期計画	第3期地域福祉計画				
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第7期計画	第8期計画				
障がい者計画	障がい者計画					
障がい(児)福祉計画	第5期計画 第1期計画	第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画				
子ども・子育て支援事業計画	第2期子ども・子育て支援事業計画					
健康づくり計画	第2次健康づくり計画					
自殺対策計画	自殺対策計画					

7 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、市民・福祉関係団体へのアンケート調査を実施するとともに、社会福祉協議会が実施した住民座談会の意見、パブリックコメントなど、広く地域住民の意見を伺いました。

また、庁内の検討組織として「策定委員会」及び「作業部会」を設置し、検討された計画案は、学識経験者、福祉関係団体の代表者等で構成される「今治市地域福祉計画審議会」にて審議を行いました。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 今治市の現状

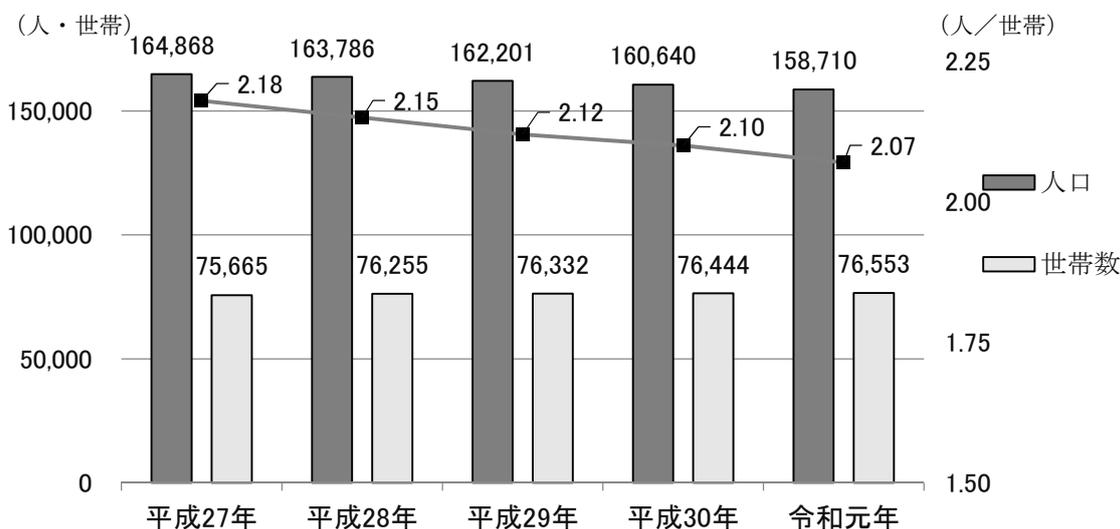
(1) 人口・世帯の推移

令和元年度の人口は158,710人であり、平成27年度から6,158人減少し、H27年⇒R元年の減少率は3.7%となっています。

一方、世帯数は増加し、令和元年度は76,553世帯となっています。平均世帯人員（1世帯当たりの人員）は減少しており、令和元年度は2.07人となっています。

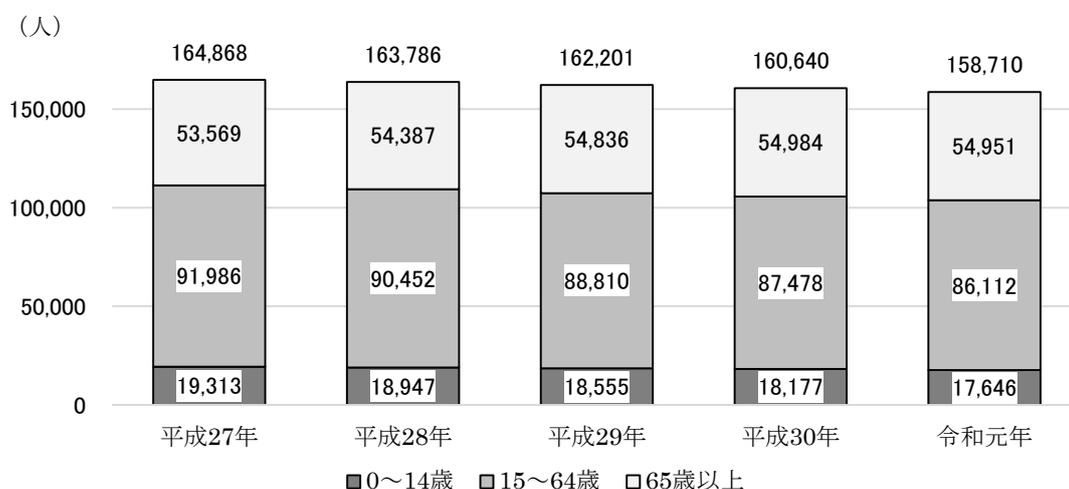
人口減少下で世帯数が増加しているため、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。さらに、高齢者人口が増加していることから高齢者の単身世帯の増加がうかがえます。

【人口・世帯数・平均世帯人員の推移】



出典：住民基本台帳（各年9月30日現在）

【年齢三区分別推移】



出典：住民基本台帳（各年9月30日現在）

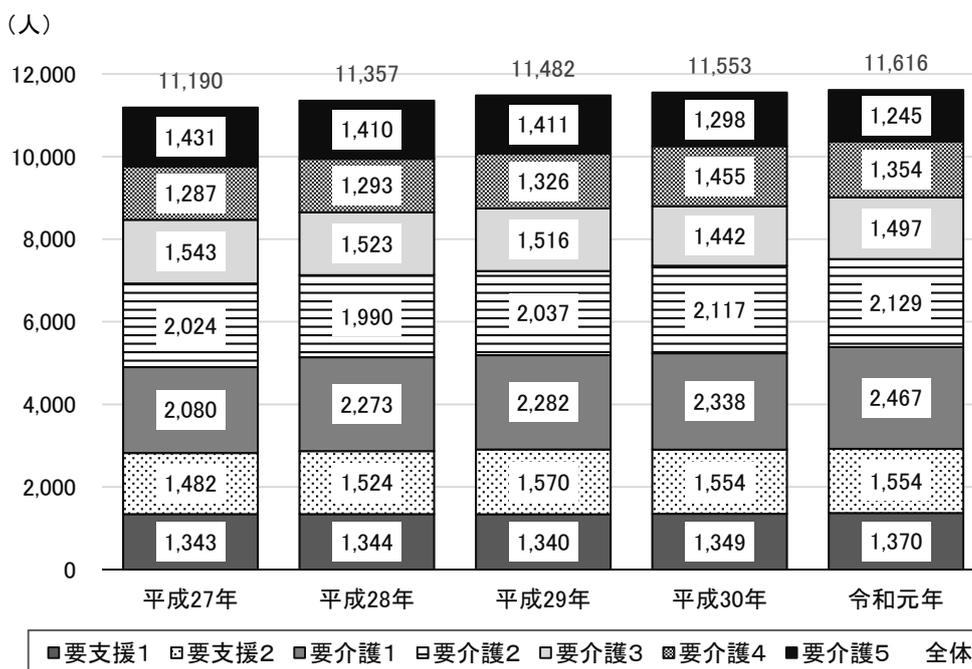
2 福祉の現状

(1) 高齢者

要支援・要介護認定者数の推移をみると、全体は平成27年以降増加傾向にあり、令和元年は11,616人となっています。令和元年の高齢者人口は54,951人ですので、高齢者の21.1%が要支援・要介護認定者となっています。

介護度別では、要介護Ⅰの増加が大きくなっています。

【要支援・要介護認定者数の推移】



資料：高齢介護課（各年9月30日現在）

(2) 障がい者

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成 27 年から 18～64 歳及び 65 歳以上は減少しており、65 歳以上は 404 人減少しています。

療育手帳所持者の推移をみると、平成 27 年から増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、平成 27 年から増加しています。

障害者相談件数の推移をみると、平成 27 年から増減を繰り返しており、令和元年は 26 件となっています。

【身体障害者手帳所持者数の推移】

単位：人

	H27	H28	H29	H30	RI
0～17 歳	93	85	81	82	84
18～64 歳	1,793	1,688	1,591	1,558	1,507
65 歳以上	6,229	6,135	6,001	5,989	5,825
合計	8,115	7,908	7,673	7,629	7,416

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

【療育手帳所持者数の推移】

単位：人

	H27	H28	H29	H30	RI
0～17 歳	336	352	369	377	375
18～64 歳	884	893	903	920	941
65 歳以上	114	125	129	130	130
合計	1,334	1,370	1,401	1,427	1,446

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

【精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】

単位：人

	H27	H28	H29	H30	RI
0～17 歳	6	10	17	22	32
18～64 歳	856	883	927	1,031	1,095
65 歳以上	205	224	234	245	267
合計	1,067	1,117	1,178	1,298	1,394

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

【障害者相談件数の推移】

単位：件

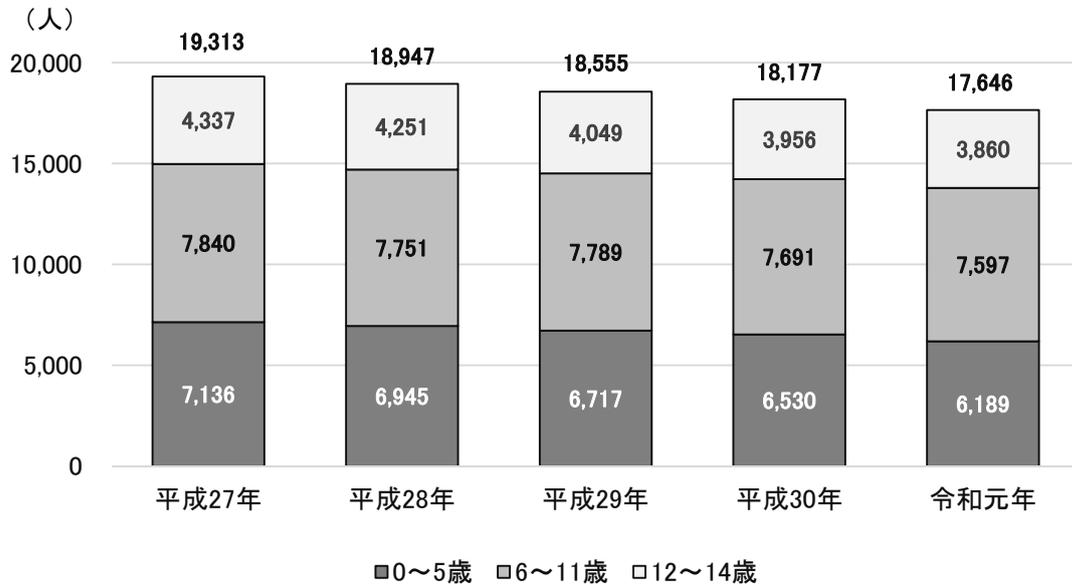
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
相談件数	80	19	56	96	26

資料：障がい福祉課（各年 3 月末日現在）

(3) 子ども

令和元年度の人口は 17,646 人であり、平成 27 年度から 1,667 人減少し、H27 年から R 元年の減少率は 8.6%となっています。

【年少人口の推移】



住民基本台帳（各年 9 月 30 日現在）

(4) 生活困窮者等

生活保護受給者数の推移をみると、被保護世帯数は平成 27 年以降増加していましたが、平成 29 年に減少し、その後増加傾向にあります。被保護人員数は平成 27 年以降増減を繰り返しており、令和元年は 1,919 人となっています。

生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況をみると、平成 27 年から平成 30 年までは増加していましたが、令和元年は減少し 924 人となっています。

生活保護受給者の就労支援の状況をみると、支援対象者は増減を繰り返しており、令和元年では 52 人が就労支援を受け、19 人が就労しています。

【生活保護受給者数の推移】

単位：世帯数、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
被保護世帯数	1,493	1,510	1,494	1,526	1,545
被保護人員数	1,900	1,908	1,879	1,925	1,919

資料：生活支援課（各年 3 月末日現在）

【生活困窮者自立支援制度による自立相談支援事業の利用状況】

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
相談件数	419	727	737	932	924

資料：生活支援課（各年 3 月末日現在）

【生活保護受給者の就労支援の状況】

単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
支援対象者数	46	58	41	53	52
達成者数	11	15	15	14	19

資料：生活支援課（各年 3 月末日現在）

(5) 社会資源

自治会の加入世帯数、加入率ともに平成 27 年から減少しています。

【自治会の加入世帯・加入率】

単位：世帯、%

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
加入世帯数	58,124	57,537	57,088	56,932	56,339
加入率	76.6	75.5	74.8	74.5	73.7

資料：市民生活課（各年 7 月 1 日現在）

地区婦人会数は平成 29 年に 15 団体に減っています。会員数は平成 27 年から減少傾向にあります。

【地区婦人会数・会員数】

単位：団体、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
地区婦人会数	16	16	15	15	15
会員数	1,650	1,633	1,383	1,351	1,116

資料：社会教育課（各年 7 月 1 日現在）

老人クラブ数、会員数ともに平成 27 年から減少しています。

【老人クラブ数・会員数】

単位：団体、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
老人クラブ数	156	152	143	134	130
会員数	11,815	11,748	10,992	10,182	9,798

資料：高齢介護課（各年 4 月 1 日現在）

児童クラブ数、在籍児童数ともに平成 27 年から増加しています。

【児童クラブ数・在籍児童数】

単位：団体、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
児童クラブ数	27	28	29	31	32
在籍児童数	1,281	1,326	1,411	1,484	1,506

資料：子育て支援課（各年 4 月 1 日現在）

民生委員・児童委員相談・支援件数のうち、高齢者に関することは平成 27 年から増加しており、令和元年に減少し、6,156 件となっています。

障がい者に関することは平成 27 年から平成 29 年まで増加し、その後減少し、令和元年には 376 件に減少しています。

【民生委員・児童委員相談・支援件数】

単位：件

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
高齢者に関すること	6,525	6,700	7,344	8,013	6,156
障がい者に関すること	573	844	951	767	376
子どもに関すること	3,752	3,540	3,240	3,627	3,582
その他	2,168	2,256	2,439	2,204	1,086

資料：福祉政策課

今治市社会福祉協議会のボランティア登録数は、団体・個人とも平成 27 年から増加しており、平成 29 年から減少しています。

【ボランティア登録数】

単位：団体、人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
団体数	66	69	71	69	84
個人数	244	256	273	266	68

資料：社会福祉協議会（各年 3 月末日現在）

自主防災組織の組織数は、平成 27 年以降増加しています。

（自主防災組織率＝組織されている地区の世帯数／市内世帯数）

【自主防災組織結成数】

単位：団体、%

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
組織数	473	483	500	510	520
組織率	71.1	71.1	71.9	72.0	72.4

資料：防災危機管理課（各年 10 月 1 日現在）

(6) 虐待

DV等に関する相談件数の推移をみると、平成27年から増加しています。
 高齢者虐待は、平成27年から平成29年まで増加し、その後減少しています。
 障がい者虐待は、増減を繰り返しています。
 児童虐待は、平成28年に減少しているが、その後増加傾向にあります。

【DV：ドメスティックバイオレンス等に関する相談件数の推移】

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
DV相談	411	432	543	566	674
高齢者虐待	214	267	427	233	182
障がい者虐待	80	19	56	96	26
児童虐待	143	124	128	154	172

資料：子育て支援課、高齢介護課（各年3月末日現在）

(7) 成年後見制度

成年後見制度の相談件数は、障がい者・高齢者ともに増減を繰り返しています。

【(障がい者) 成年後見制度「市長申し立て」件数の推移】

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
相談件数	80	19	56	96	26
市長申し立て件数	0	1	1	2	1
助成件係	0	0	0	0	0

資料：障がい福祉課（各年3月末日現在）

【(高齢者) 成年後見制度「市長申し立て」件数の推移】

単位：件

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
相談件数	57	63	64	44	38
市長申し立て件数	5	2	3	2	2
助成件係	3	1	2	1	0

資料：高齢介護課（各年3月末日現在）

【成年後見無料相談件数の推移】

単位：件

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
相談件数	117	125	49	45	38

資料：社会福祉協議会（3月末日現在）

3 アンケート調査からみる今治市の現状

(1) アンケート調査の概要

【市民アンケート】

- ・調査期間：令和元年12月～令和2年1月
- ・調査対象者：市民アンケート 18歳以上の市内在住者（無作為抽出）
- ・標本数：市民アンケート 3,000人
- ・配布方法：郵送方式

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
市民アンケート	3,000	1,316	43.9%

【団体アンケート】

- ・調査期間：令和元年12月～令和2年1月
- ・調査対象者：団体・事業所アンケート 市内の福祉関連団体及び事業所
- ・標本数：団体・事業所アンケート 300団体
- ・配布方法：郵送方式

調査対象者	調査対象者数 (標本数)	回収数	有効回収率
団体・事業所アンケート	300	218	72.7%

(2) 市民アンケート調査結果の概要

1 居住及び日常生活について

今治市民の8割の人が、今治市に30年以上暮らし続けています。今後の居留意向も7割の人が今治市で暮らし続けたいと答えています。

住み続けたい理由は、7割の人が自分の土地や家があることを挙げていますが、生活環境面をみると、福祉や医療のサービス、子育て環境、文化・スポーツ環境の面では満足していると答えた方は3%以下で、前回の平成26年アンケート調査でも、この分野で満足されていると回答いただいたのは、少数意見となっています。住み続けたくない理由では、買い物や交通の便が悪いことが挙げられており、旧越智郡陸地部と旧越智郡島しょ部では7割の人が不便と答えています。生活環境の質の向上が課題となります。

日常生活の面では、5割以上の方が不安に感じていることは、「自分や家族の介護」、「災害時の避難訓練」、「健康状態」、「経済的な状況」が挙げられています。地域の格差がみられるのが、日常の買い物や通院などの外出面で、旧越智郡島しょ部では現在困っており、旧越智郡の陸地部と島しょ部ではともに将来に不安を持っています。

2 福祉について

今治市民の7割以上の方が、福祉にある程度関心を持っています。福祉への理解を深めるためには、5割以上の方が「福祉の制度、サービス、理念や考え方を学習する」機会を持つことを挙げています。

3 地域や隣人とのかかわりについて

今治市民の日頃の地域や隣人との付き合いは、8割の方があいさつ程度と答えています。しかし、75歳以上の高齢者の28.9%、旧越智郡島しょ部の26.7%は、いろいろな事を話し合う関係を持っています。

近所の人に望む手助けは、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難支援」が挙げられています。手助けできることでも同じことが挙げられています。家事の手伝いや子どもの預かりなど日常生活でのかかわりはあまり望んでいません。

4 ボランティア活動について

ボランティア活動への興味・関心を持っている人と持っていない人の割合はほぼ半数で、同程度となっています。ボランティア活動への参加の経験は、年に数回あるかないかのごく僅かとなっています。参加したボランティア活動は、7割の人が「地域の清掃、美化、地域おこし」となっています。高齢者や障がい者で配慮を要する方への支援及び子育て支援への参加は少ない状況です。ボランティア活動への参加の機会を増やすことや配慮を要する人への支援活動を増やすことが課題となります。

5 福祉サービスについて

福祉サービスの充実度については、ある程度充実（充実しているとどちらかと言えば充実しているの合計）していると答えており、平成 26 年度調査から 4.5 ポイント増加しています。充実していない分野は、「高齢者に対する福祉」で 6 割を超える方が答えています。福祉サービスの利用促進にはサービスの情報提供と利用を支援する窓口が求められています。

住民が自ら取組む支え合いは、5 割以上の方が「近隣住民と日常的な対話や交流を広げる」ことを挙げています。しかし、8 割の方があいさつ程度の近所との付き合いであることから、住民同士の交流や近所づきあいの希薄さを解消する取組が課題となります。

6 社会問題について

社会問題への意識は、生活保護を受けている方への偏見や差別を取り除くこととホームレスの問題は 6 割の方が重要と思い、それ以外の分野は全て 7 割以上の方が重要と思っています。なかでも、地域の防犯対策、災害時の支援体制、高齢者・児童・障がい者等の虐待を防ぐ地域のつながりの 3 つの分野では、そう思う割合が高い分野となっています。

(3) 団体アンケート調査結果の概要

1 活動分野について

団体・事業所の活動分野は、「高齢者支援」、「障がい者支援」、「子育て支援・母子福祉」が上位回答になっており、平成 26 年度調査においても同じ順位であった。これらの活動分野の担い手は、「高齢者支援」は、「自治会等地域団体」と「民生委員・児童委員」、「障がい者支援」は、「NPO 法人」と「民生委員・児童委員」、「子育て支援・母子福祉」は、「民生委員・児童委員」が活動の主な担い手となっている。

また、「民生委員・児童委員」は、「虐待・ひきこもり・不登校対策」分野においても活動の主な担い手となっている。

2 団体等の支援及びサービスの質について

団体等の支援及びサービスの質について（「満足している」と回答された方は）、全体 70%を超え、団体の区分ごとの回答でも 50%を超えており、各団体での自己評価は高くなっている。サービスの質の確保・向上に必要な取組みは、人材を確保し、職員の研修により、質の確保・向上に取り組んでいるが、人材の確保の難しさ、職員等の高齢化、研修や勉強会への参加者が少ないなどの課題がみられる。

また、多職種連携、介護と医療の連携、行政との共同などの連携を図ることで、情報の共有化、見守り活動の充実化を進め、地域住民との連携や地域との繋がりが諸問題の早期対応に繋がる取組として意見が挙げられている。

3 地域で福祉活動を推進するための取組について

団体・事業者は、地域住民と 68.8%交流しており、自治会等地域団体 91.1%、民生委員・児童委員 88.4%が高い割合となっていますが、生活関連サービス団体は 43.5%と低い状況です。

団体・事業所として地域住民の行事に 67.0%参加している状況ですが、NPO 法人は 46.2%と他の団体・事業者に比べて低い状況です。

地域の抱えている課題やニーズの把握は、63.7%把握しており、自治会等地域団体、民生委員・児童委員、医療機関が高い割合となっています

団体の地域福祉での役割は、関係機関との連携・情報共有、高齢者等への見守りや声かけは高い割合ですが、住民の相談窓口や地域の情報発信は低い割合となっています。

今後、地域での福祉活動を活性化させるための取組は、隣近所の住民同士の普段からの付き合いが挙げられており、市民アンケート結果でもあいさつ程度の近所づきあいの現状であることから、地域の繋がりをつくる取組みが重要となります。

1 計画の基本的な考え方

(1) 第2期計画までの考え方

第2期計画のキーワード

キーワードは「情報提供」と「連携」

第2期計画で実施した各種調査結果から第1期計画から継続して取り組むべき課題が見受けられました。その中から出るキーワードとしては、自助、互助、共助、公助による地域福祉の推進を実現するための「情報提供」、情報提供を行った上での「連携」があげられました。



計画の基本視点

- 「**みつける**」 今後の人口減少や少子高齢化の進行によって、地域の状況はますます複雑化していきます。まずは地域に住む人々がどのようなことに困っているのか、そして、どのような活動が地域で展開されているのかを知ることが重要で、そのためには、「地域の身近な課題や支援を必要としている人を見つける」、「活用すべき地域資源や社会資源を見つける」といった視点が必要です。
- 「**つなげる**」 核家族化の進行やひとり暮らし高齢者世帯の増加は、孤立しやすい傾向にあります。身近に相談できる人がいない、相談場所を知らないことで不安感を増している家庭もありますので、こうした状況の中、地域の身近なところで相談が受けられ、サービスの適切な利用と結び付けられる体制の整備や、多様なサービスそれぞれが十分な連携を図ることが重要で、「必要なサービスを必要な人や家庭につなげる」「多様なサービス同士をつなげる」といった視点が必要です。
- 「**支え合う**」 「みつけて」「つながった」地域の輪が広がっていく中で、主体的な住民参加、世代間・地域間の見守りや交流が進み、住民・各種活動団体・行政が対等な立場で支え合いを推進していくことが必要とされており、「自助・互助・共助・公助によって地域を支え合う」といった視点が必要です。

(2) 第3期計画に向けて

第2期計画から継承

- 計画の基本的な視点
「みつける」 「つなげる」 「支え合う」
- 基本理念
「つながりと支え合いのある安心して暮らすことのできるまち」



第3期計画では

- 国の動向
 - 社会福祉法の改正
 - 地域福祉に求められる取組の共通事項
- 市民意見の反映
 - 市民アンケート・団体アンケート調査結果
 - 地区座談会の意見の反映
 - パブリックコメントの意見の反映



基本目標・施策の展開を深化させます。

2 基本理念

つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち

この基本理念は、本市の住民同士のつながりを強化し、新たな支え合いの輪をつくることにより、年齢や障がいの有無、居住する地域に関係なく安心して暮らすことができるまちを、住民・地域・行政がともに築いていこうという思いを込めて第1期計画で決定し、第2期計画に継承したものです。

その中で、平成30年4月には、社会福祉法が一部改正され、地域福祉計画の策定にあたって取り組むべき事項が追加されています。こうした法改正や、福祉を取り巻く状況の変化を受け、地域福祉推進に向けては、年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で、共に支えあいながら、安心して暮らすことができるよう市民の地域福祉活動への参加や各種環境づくりを進めながら住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが重要です。

本計画でもこの基本理念を踏襲し、更なる地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに向けて取り組みます。

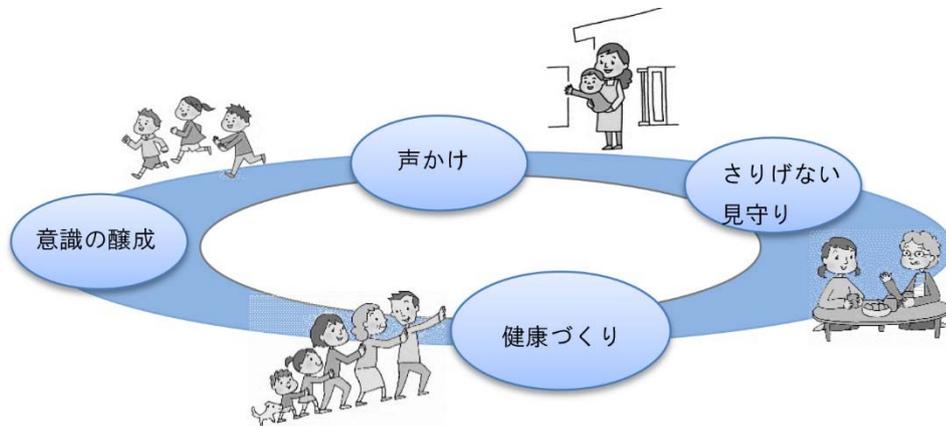
3 基本目標

(1) 基本目標1 住民として、みんなで参加しよう

【住民の参加を促す】

⇒地域福祉の意識醸成、地域活動参加へのきっかけづくり

地方分権という時代の流れの中で、福祉活動をはじめとしたまちづくりへの住民参画は、必要不可欠なものとなっています。地域での活動を活発にするため、地域住民一人ひとりが、地域福祉への関心を高め、身近な地域でできることから参加しようという住民の意識づくりを推進します。

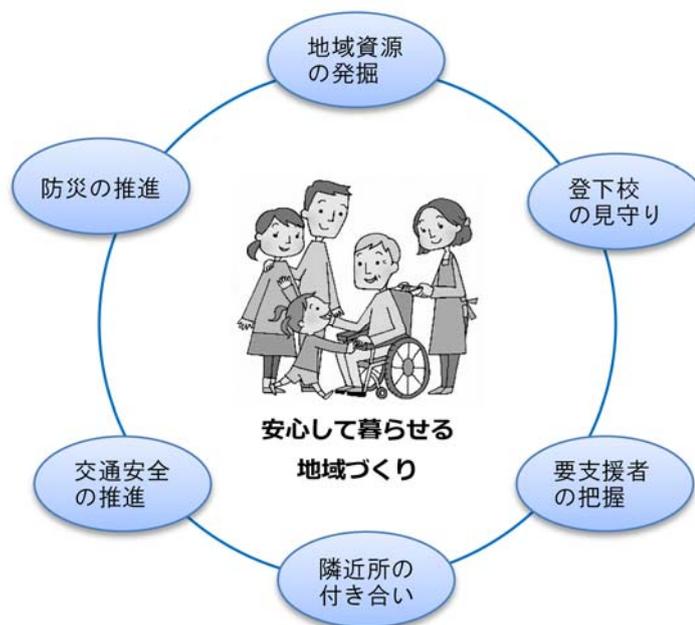


(2) 基本目標 2 支え合える地域をつくろう

【地域づくり】

⇒地域での関係希薄化の解消、共助のための地域力向上

支え合える地域にしていくためには、近所付き合いをはじめとした地域の中での交流が活発であることや、住民同士がお互いに理解を深め、課題を見つけ、解決に向けた取り組みが重要です。そのため、日ごろから地域で支え合いや見守りの体制づくりに取り組みます。

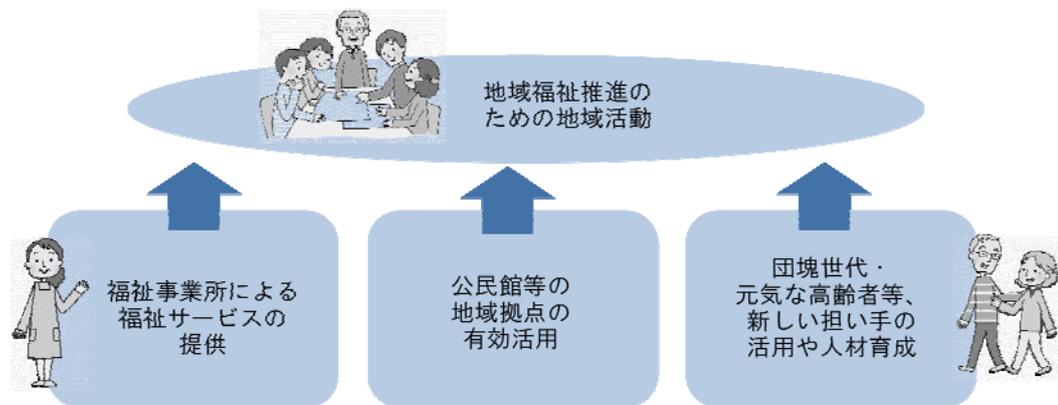


(3) 基本目標3 地域の環境を整えよう

【地域づくりを支える環境づくり】

⇒人材不足解消、地域福祉のための場づくり

個人や団体で解決できないことも、住民・地域・行政が地域福祉推進の担い手としての共通認識を持ち、連携して対応することで、より充実した支援や解決に向かうことができます。そのためには、福祉活動の拠点づくりやアクティブシニア等の新たな人材を視野に入れた地域で中心となって活躍できる人材育成等、地域づくりを支える環境づくりを推進します。

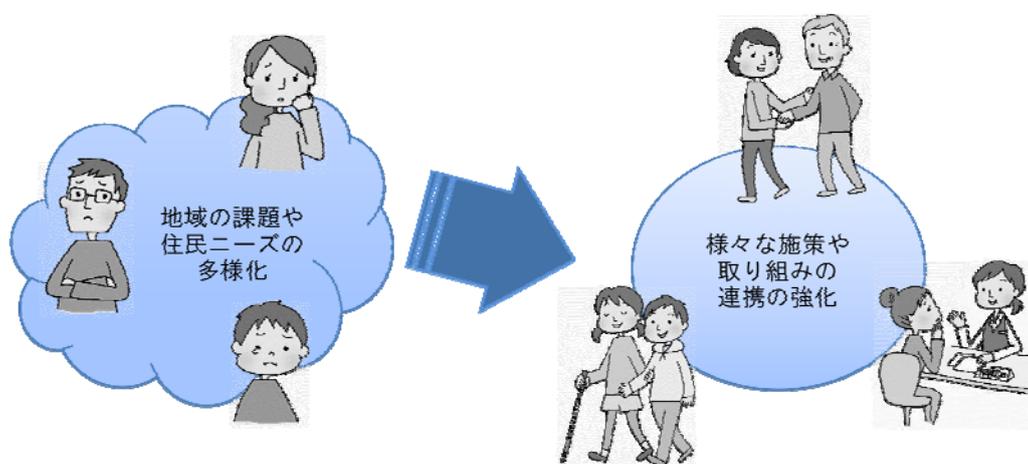


(4) 基本目標4 安心して暮らせるまちにしよう

【暮らしを支える】

⇒ 共助・公助の連携強化、総合的な支援体制

多様化した住民ニーズに対応すべく、福祉の制度やサービスは年々複雑化しています。また近年、生活保護や他の制度の受給対象とならない、制度の「狭間」にあたる人たちの増加が顕著になっています。誰もが安心して暮らせるまちにするために、権利擁護制度や相談支援事業等、暮らしを支援する制度の充実を図ります。



第5章 計画の推進

I 計画の推進体制

(1) 計画の周知

地域福祉を推進するうえで、本計画の考え方や施策の展開方向について、地域・市民・ボランティア・NPO・福祉活動団体・医療・福祉関係者など全ての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市のホームページなどへの掲載や各種イベント開催時など様々な機会をとらえて、計画を広く市民に周知していきます。

(2) 社会福祉協議会、市民、ボランティア、NPO 等との協働

地域福祉推進の中心的団体である社会福祉協議会との連携をより密にするとともに、社会福祉協議会の取組を支援することにより、本市の地域福祉を着実に推進します。

また、地域・市民・ボランティア・NPO 等との協働により、地域福祉の増進を図ります。地域福祉施策の推進のため、職員・保健師・社会福祉士などの行政側の人材の確保・育成を図るとともに、ボランティアやNPOなど福祉にかかわる人材の育成・確保に努めます。

(3) 庁内体制の整備

地域福祉施策の推進のためには、福祉のみならず、保健・医療・福祉・教育・労働など、様々な分野の連携が重要になります。このため、計画に盛り込まれた各施策の実現のために、関係部署・関係機関の連携を強化し、地域福祉施策の効果的・効率的な推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けて、PDCA（Plan Do Check Action）の視点にもとづく進捗管理を行います。

庁内関係各課の取組について、庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。

